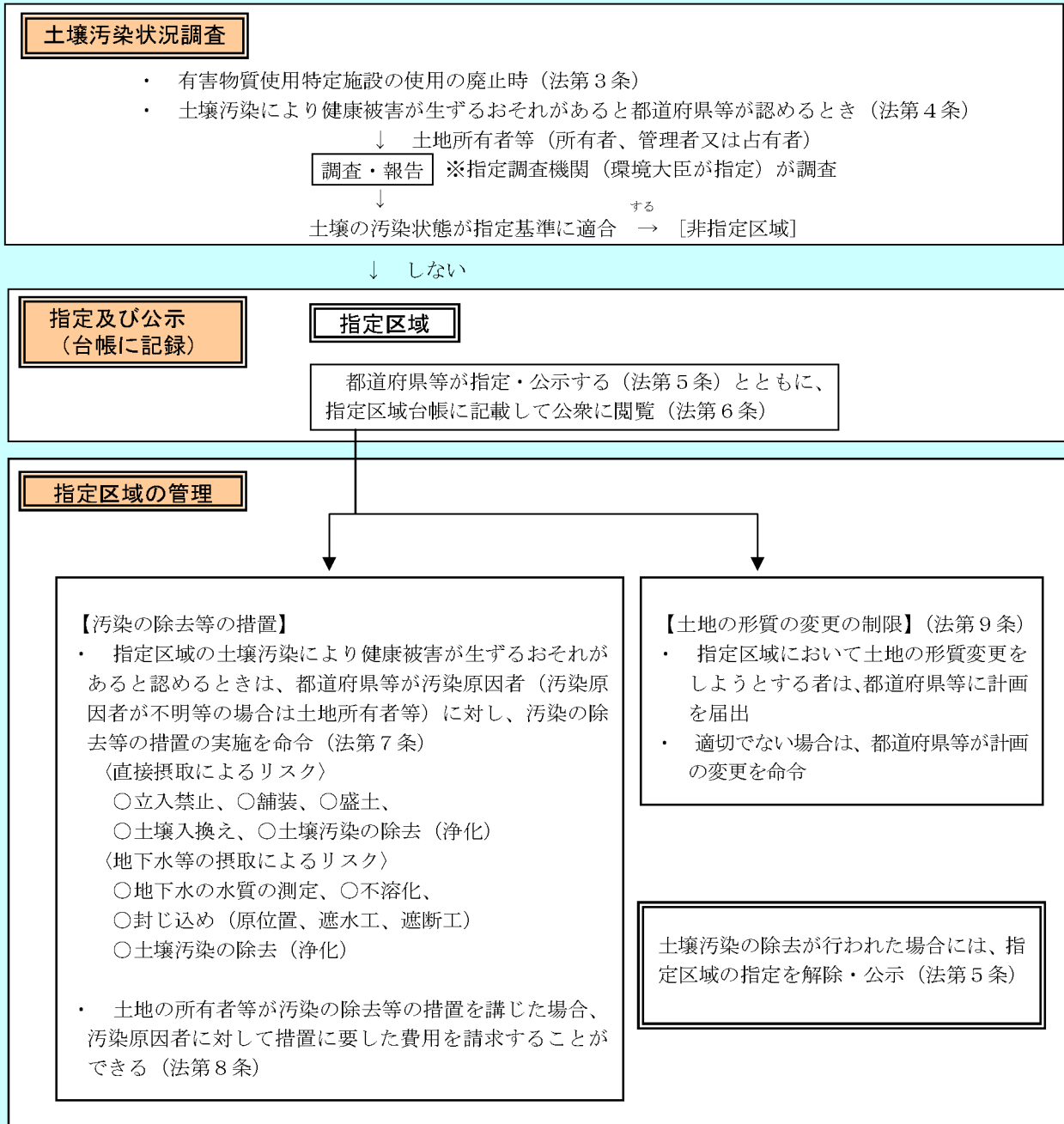


◆ 土壌汚染対策法の概要

- 目的（法第1条）：土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
- 対象物質（特定有害物質）（法第2条）：
 - ① 汚染された土壌の直接摂取による健康影響
 - －表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等
 - ② 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響
 - －地下水等の摂取の観点から設定されている土壌環境基準の溶出基準項目
- 仕組み：



**指定及び公示
（台帳に記録）**

指定区域

都道府県等が指定・公示する（法第5条）とともに、
 指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【汚染の除去等の措置】

- ・ 指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県等が汚染原因者（汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等）に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令（法第7条）
- （直接摂取によるリスク）
- 立入禁止、○舗装、○盛土、
- 土壌入換え、○土壌汚染の除去（浄化）
- （地下水等の摂取によるリスク）
- 地下水の水質の測定、○不溶化、
- 封じ込め（原位置、遮水工、遮断工）
- 土壌汚染の除去（浄化）

- ・ 土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じた場合、汚染原因者に対して措置に要した費用を請求することができる（法第8条）

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に計画を届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

土壌汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除・公示（法第5条）

※土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置の費用を助成し、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置（法第20～22条）